

かけはし

JITCO JOURNAL

7
2018.July
Vol.134

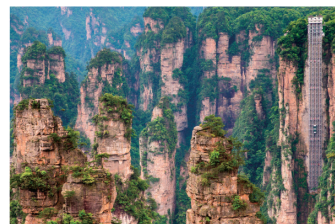
- JITCOの2018年度事業計画について
- JITCO地方駐在事務所における新たな取組み
- 技能実習計画認定申請の書類作成および申請のポイント 実践編

新しい技能実習制度についての
諸外国の動向



かけはし

JITCO JOURNAL



2018. 7 Vol.134

表紙の写真：

武陵源（中国・湖南省張家界市）
中国の湖南省、張家界市に位置する武陵源。「武陵源の自然景観」として1992年に世界遺産に登録されました。総面積は約264km²にも及び、高さ200mを超える岩の柱が3,100本以上も林立しています。この絶景が広く知られるようになったのは、1970年代に近くに鉄道が敷かれてからで、それまでは少数民族が暮らす秘境でした。写真は、主な観光スポットのひとつ「袁家界風景区」。高さ326mの野外エレベーターがあり、自分の足で登ると2時間かかる距離をわずか1分で登ります。

CONTENTS

- ／ p.1 JITCOの2018年度事業計画について
- ／ p.3 JITCO地方駐在事務所における新たな取り組みのご紹介
- ／ p.5 技能実習計画認定申請の書類作成および申請のポイント 実践編
- ／ p.8 新しい技能実習制度についての諸外国の動向
- ／ p.14 「JITCO総合支援システム」(新JITCOサポート)の活用事例とよくあるご質問
- ／ p.16 JITCOの教材のご案内
- ／ p.18 日本語指導お困りですか？
- ／ p.20 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり
- ／ p.24 JITCOインフォメーション/JITCO開催セミナーのご案内/編集後記

技能実習days

● 渡波漁船漁業協同組合 ● エフ・アドバンス経済協同組合 ● はさき漁業協同組合

JITCOの2018年度事業計画について

JITCOでは毎年、公益財団法人として内閣府に対し年度事業計画を提出しています。以下に、2018年度のJITCOの事業計画の総論部分を掲載するとともに、2018年度の主な支援サービスメニューをご紹介します。

■ 2018年度(平成30年度)事業計画(総論)より

政府・日銀が「金融政策」、「財政政策」、「成長戦略」を一体的に推進するとともに、世界経済の拡大が続くことにより、日本経済は緩やかな景気拡大が見込まれる。また、企業はグローバルな最適経営の観点から、海外展開を加速していく。

当機構がその推進に中核的役割を担ってきた外国人技能実習制度は、我が国において蓄積された技能・技術・知識の移転を通じて新興国の経済発展に貢献するものであり、1993年の制度創設以来、わが国産業界及びアジア諸国を中心に諸外国に定着し、今や、技能実習生の在留者数は2010年の10万人から2017年6月末に25万人を超えるなど急速に拡大している。

一方、管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充するとともに、外国人技能実習機構の設置等を盛り込んだ技能実習法が2017年11月1日に施行された。これにより技能実習制度の抜本的な改革が行われ、今まで、技能実習制度の中核的機関であった当機構の活動も大きな修正を迫られている。

2018年度は、このような制度改正の動きに対応し、新制度と旧制度で技能実習を続ける実習生が混在することを考慮しつつ、技能実習制度の適正かつ円滑な運用を促進するため、次の四つを柱として推し進めていく。

第一の柱は、技能実習制度の総合支援機関として、監理団体・実習実施者に対し、技能実習生の受入れに関する支援、申請手続に関する支援、技能実習生の技能向上等に関する支援、技能実習生の保護に関する支援を引き続き積極的に行う。

第二の柱は、二国間取決めを踏まえ、送出国政府窓口との討議議事録(R/D)の締結に基づき、送出国や送出機関が必要とする制度の詳細な情報や監理団体等の情報を提供する一方、監理団体に対しては送出国や送出機関情報を提供することにより、両者間の関係構築を支援する。

第三の柱は、技能実習法に基づく新たな技能実習制度では、主務大臣が適当と認めて告示した機関(養成講習機関)の養成講習の受講が必須又は推奨されていることから、主務大臣から告示を受けた当機構は、養成講習機関として養成講習を実施していく。

第四の柱は、技能実習制度の国内外の関係者に対して、積極的に周知活動及び情報提供を行うなどの的確かつ迅速な対応を行っていく。

2018年度 JITCOの主な支援サービス

JITCO は 2018 年度も外国人技能実習制度の総合支援機関として、監理団体・実習実施者・送出機関等の制度関係者の皆さまに対し、「受入れ」「手続き」「送出し」「人材育成」「実習生保護」の分野ごとに、個別相談・支援やセミナー・講習会等の各種サービスを拡充していきます（下表）。

特に、2018 年度は、**地方駐在事務所の企画・開催するセミナー**や監理団体・実習実施者への**訪問相談・支援**、**技能実習計画認定申請書類の点検・提出サ**

ビスの受付駐在事務所の拡大（従来の本部、名古屋、大阪、広島、福岡に加え、札幌、仙台、高松でもサービス実施）など、より皆さまのお近くでのサービス提供に努めていきます。

また、技能実習法令に基づく主務大臣から告示を受けた**養成講習機関**として、2018 年度は**実施エリアを拡大**し、監理責任者等講習については全国エリアで、技能実習責任者講習、技能実習指導員講習、生活指導員講習については、関東・中部・北陸、近畿、中国、四国、九州の各エリアでそれぞれ実施いたします。

	個別相談・支援	セミナー・講習会
受入れ支援サービス	● 技能実習制度に関する相談 ● 監理団体への訪問相談 ● 実習実施者への訪問支援 ● 職種(追加)相談 ● 監理団体への送出国・送出機関に関する情報提供・相談	● 技能実習制度説明会 ● 技能実習生受入れ実務セミナー ● 特別セミナー(監理実務セミナー等) ● 地方駐在事務所が企画・実施するセミナー ● 講師派遣
手続き支援サービス	● 外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出 ● 地方入国管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次 ● 申請書類の作成支援	● 新制度・申請書類の書き方セミナー
送出し支援サービス	● 監理団体と送出機関とのマッチング支援 ● 送出機関に対する相談支援 ● 送出機関への教材提供	● 監理団体・送出機関のジョイントセミナー ● 送出し各国事情説明会
人材育成支援サービス	● 技能向上支援 ● 日本語指導支援 ● 教材・テキストの販売	● 日本語指導担当者実践セミナー ● 日本語指導トピック別実践セミナー
実習生保護支援サービス	● 技能実習生向けの母国語相談 ● 外国人技能実習生総合保険等の普及	● 法的保護情報講習への講師派遣 ● 特別教育学科講習への講師派遣
	監理責任者等講習	技能実習責任者講習、技能実習指導員講習、生活指導員講習
養成講習	● 実施対象エリア：全国	● 実施対象エリア：関東、中部・北陸、近畿、中国、四国、九州

技能実習制度の複雑な各種申請・届出もこれで円滑・確実に！

JITCO 賛助会員の皆さまは、技能実習計画認定等の申請書類の作成や実習監理に係る様々な業務管理に「**新 JITCO サポート (JITCO 総合支援システム)**」をご利用いただけます。また、JITCO が行う**申請書類手続き支援サービス**（「外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出」、「地方入国管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次」）も会員価格でご利用いただけます。

比例会費を納入いただいている実習実施者の皆さまもご利用になれます。



JITCO地方駐在事務所における 新たな取組みのご紹介

2017年11月の技能実習法の施行に伴い、JITCOでは新たな支援サービスを開始しており、全国12ヶ所の地方駐在事務所においても様々な取組みを行っております。本稿では、その取組みの一端をご紹介します。

取組み事例1

監理団体等との地域情報交換会

JITCO では、監理団体および実習実施者の皆さまと JITCO が直接、率直な意見交換を行える場として、また監理団体の皆さま同士で有用な情報を交換していただく場として、地方駐在事務所ごとに地域情報交換会を実施しています。

去る4月、監理団体のニーズにお応えするとともに、関連する情報等について情報交換を行うため、JITCO 名古屋駐在事務所において次の内容で情報交換会を企画・開催いたしました。外国人技能実習機構（OTIT）地方事務所から講師をお招きし「技能実習計画認定申請に係る留意点」について、JITCO 地方駐在事務所主任相談員から「技能実習計画認定申請の点検・提出に係る留意点」について、短時間ながら重要なポイントについて説明し、その後情報交換を行いました。情報交換会では、監理団体許可申請に係る立入検査に関することや、各種審査に関することなど、外国人技能実習機構への質疑応答がなされ、多様な情報を参加者で共有できました。参加の皆さまからは有意義であったとの声を多数いただきました。



名古屋駐在事務所における「地域情報交換会」の様子

今後、各地方駐在事務所にて様々な企画で開催して参りますので、ご要望等がございましたら、お近くの地方駐在事務所までご連絡ください。

取組み事例2

「JITCOサポート活用セミナー」などの地方駐在事務所主催セミナー

地方駐在事務所が担当地域の実情やニーズに基づき、独自にセミナーを企画、実施しています。

去る4月、JITCO 富山駐在事務所では、JITCO 賛助会員向けの『JITCO 総合支援システム（新 JITCO サポート）』を活用していただくための、無料セミナーを開催しました。「新 JITCO サポート」は外国人技能実習制度をトータルにサポートする情報システムです。主要な機能は、外国人技能実習法に基づく各種書式のダウンロードと、新たに導入された監理団体許可申請および技能実習計画認定申請に関して42種類の書類の効率的な作成をサポートしています。セミナーでは、パソコンが設置された会場を用意し、入力方法、操作説明等について半日かけて説明いたしました。参加者の皆さまからは、「是非このシステムを活用してみたい」との声をいただきました。今後も各地域において開催して参りますので、奮ってご参加ください。



富山駐在事務所における「JITCO サポート活用セミナー」の様子

取組み事例3

技能向上講習の試行

技能向上講習は、技能実習生の技能向上を支援、具体的には実習生及び技能実習指導員における上位級受

検対応を支援することを目的として実施する事業です。

JITCO 富山駐在事務所では試行の時期を含め実施してきたところであり、担当地域における事業へのニーズにお応えして、ポリテクセンター富山（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設）での開催を中心に、溶接、電子機器組立及び機械加工の3職種について技能検定3級受検を想定した技能実習生に対する上位級受検準備講習を開催しました。

講習では、技能実習評価試験（専門級又は技能検定試験3級）の課題に対するポイントの説明やそれに沿った実技指導等を行いました。参加した技能実習生からは、「テキストは写真も多くて勉強しやすい。細かな部分が多くて覚えるのが大変ですが頑張ります」などといった

前向きな声が寄せられ、また、技能実習生とともに参加した技能実習指導員からは、「試験内容が以前と変わっていたので今回参加して良かった」などといった声が寄せられました。

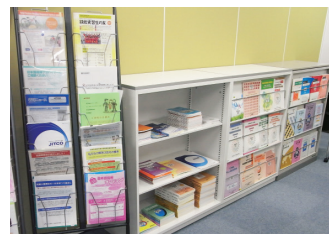
JITCO では、今後、各地域におけるニーズ及び職業能力開発施設の状況等を鑑み、当該講習を開催していきます。

JITCO では、今後も監理団体・実習実施者の皆さまのご要望にお応えした事業を実施して参りたいと考えておりますので、忌憚のないご意見・ご要望を本部・地方駐在事務所にお寄せくださいますようお願いいたします。

■JITCOの各種教材を地方駐在事務所で閲覧いただけます

各地方駐在事務所の受付に、JITCO 教材を配備しました（東京は除く）。お手に取って内容をご覧いただけますので、ぜひ来訪ください。

なお教材のご購入についてはこれまで通り、JITCO 東京本部内の「教材センター」にて承っております。詳しいお問合せは本誌 P16-17 をご覧ください。



広島駐在事務所



仙台駐在事務所

■JITCO各地方駐在事務所のお問合せ先

事務所	所在地	電話 /FAX	担当地域
札幌	〒060-0003 札幌市中央区北3条西3-1 札幌北三条ビル6階	電話 011-242-5820/5821 FAX 011-207-6056	北海道
仙台	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-3 富士火災仙台ビル8階	電話 022-263-8030/8031 FAX 022-263-8032	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
水戸	〒310-0021 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル3階	電話 029-233-2275 FAX 029-222-2668	茨城
東京	〒108-0023 港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11階	電話 03-4306-1190 FAX 03-4306-1117	栃木、群馬、千葉、東京、埼玉、神奈川、山梨
富山	〒930-0004 富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル5階	電話 076-442-1496 FAX 076-443-2731	富山、石川、福井
長野	〒380-0838 長野市大字県町484-1 センターボア3階	電話 026-233-5180 FAX 026-238-0727	長野、新潟
名古屋	〒451-0045 愛知県名古屋市西区名駅2-27-8 名古屋プライムセントラルタワー9階	電話 052-589-3087/3088 FAX 052-571-2100	静岡、岐阜、愛知、三重
大阪	〒530-0001 大阪市北区梅田1-3-1 大阪駅前第1ビル7階	電話 06-6344-9521/9522 FAX 06-6344-9523	兵庫、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山
広島	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル5階	電話 082-224-0253/0263 FAX 082-502-3238	鳥取、島根、岡山、広島、山口
高松	〒760-0023 高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル6階	電話 087-826-3748 FAX 087-811-7845	徳島、香川、高知
松山	〒790-0878 松山市勝山町2-14-4 朝日生命松山ビル3階	電話 089-931-1162 FAX 089-931-1163	愛媛
福岡	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前4-1-1 日本生命博多駅前第2ビル3階	電話 092-414-1729 FAX 092-415-5548	福岡、佐賀、長崎、大分、沖縄、熊本、宮崎、鹿児島

技能実習計画認定申請の書類作成および申請のポイント

実践編

JITCOでは、外国人技能実習機構(以下「OTIT」という)への技能実習計画認定申請書類の点検・提出及び地方入国管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次を通して、技能実習制度の知識の普及を図るとともに、技能実習生の円滑な入国、在留手続きを支援しています。

本誌では2018年4月号に続いて、実習実施者・監理団体の皆さまのご参考となるよう、**新規にOTITへ申請を行う実習実施者(法人・個人事業主)の「団体監理型 第1号技能実習計画認定申請」**を例に、必要書類の準備、作成・取得、確認方法を、JITCOに寄せられる問合せや点検時の留意事項をもとにご説明します。

◆ はじめに

技能実習計画の認定申請にあたっては、「技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表(団体監理型)」(以下「一覧・確認表」という)に基づき、技能実習生ごとに書類を作成していきます。下記の OTIT ホームページより最新の「一覧・確認表」を入手のうえ、本稿を読み進めていただくことをお勧めします。

 <http://www.otit.go.jp/files/user/docs/291212-03.pdf>

「技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表(団体監理型)」1枚目 ※2018年5月時点



ステップ①

申請書類作成の準備をする

申請書類は、技能実習生の日本への受入れにあたり、監理団体、実習実施者、取次送出機関・外国の所属機関等がその役割に応じて作成します。そのなかには、公的機関から取得する書類も含まれます。円滑に進めるためには、各関係機関が自らの役割を適切に把握することが肝要です。

監理団体は、実習実施者に対し技能実習計画の作成指導をする責務があります。そのため書類作成の方法、作成計画を指導することに加えて、スケジュールを共有管理し、必要に応じて取次送出機関・外国の所属機関等への連絡等の支援を行います。

特に、取次送出機関・外国の所属機関等が用意する申請書類は、技能実習生本人の署名を必要とする書類や、送出国の公的機関の推薦状などが含まれていますから、余裕をもってスケジュールを管理するように十分注意しましょう。

役割に応じた具体的な書類の一例

※ 項番は「一覧・確認表」より

①監理団体が用意する申請書類（実習実施者と共同の書類含む）

自ら作成する書類

- ◆項番 5 入国後講習実施予定表
◆項番 47 監理団体と実習実施者の間の実習監理に係る
契約書またはこれに代わる書類の写し 等

団体監理型

技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表

- ◆ 申請書及び添付書類は、**片面印刷のものに記入し**、本表にてご確認（申請者様確認欄の「有」又は「無」）に○を付けてください。
① 本表の申請者の番号欄に並べ、本表とともに出してください。なお、「有」の「技能実習の区分（提出の要否）」に際して、提出を省略する場合は、当該欄の申請者番号欄（※）に「提出を省略する書類を添付した過去の技能実習計画認定申請書」を添付し、白紙の（白紙）又は受理機関（監理団体）の名前を書き添付してください。
- ◆ 複数の技能実習計画について同時に申請する場合、は、技能実習計画ごとに本表を書添付し、以下のようにお出しください。
② 本表の申請者番号「1」申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名前、申請の技能実習生に係る技能実習計画には、書類の番号から1つ5桁の数字をすべての欄の横につけて、書類の番号欄に書くことで、
③ 本表の申請者番号「1」申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の人数、この人数に以降の技能実習生に係る技能実習計画には、**本表（書類の番号2）のほうを、書類の番号から2つ4つつけて、**提出をする全ての書類を書番号欄に並べ、技能実習計画（技能実習生）ごとに、1件ずつフリップシート（ホチキスで綴じ）で、順次上り、各条項に並べてください（条項の技能実習生に係る技能実習計画の数に1件ずつの番号の欄より右側の数字欄で、順次に、番号3～9（省称第1号）を除く。）
④ 本表の申請者番号から9までの欄は、技能実習生の氏名にまで記入してください。
- ◆ 「技能実習の区分（提出の有無）」欄の印の意味は以下のとおりです。
◎：必ず提出が必要なもの。
○：過去3年以内の技能実習計画に関し機構への申請又は提出により提出したものと同内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合に提出が不要なもの。（入国管理局へ提出したものも同様である。）
△：過去3年以内に同一の技能実習生を受け入れた機構へより提出したものと同内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合に提出が不要なもの。（入国管理局へ提出したものも同様である。）
×：提出が不要なもの。
△：実効力（実効期間）変更により新たな技能実習生を受け入れる場合に提出が必要なもの。
- ◆ 書式の「省名欄」は必ず採用しなければならない。「参考欄」は必ず採用しないければならないものではありますが、省名欄の内容が正確な情報を提出する必要があるためです。
- ◆ 技能実習計画の認定基準に関し事業所担当者が責任をもって認定したに係る技能実習計画の認定申請である場合や個別具体的な申請内容に応じて資料が必要である認められる場合には、本表に記載していない資料以外の提出を求めることがあります。

団体監理型技能実習

I	申請者名称又は氏名若しくは実習実施者届出番号
II	申請する技能実習生の区分 第 号
III	技能実習生の氏名
IV	監理団体の名称
V	受検手続き完了後申請の有無及びその割合、申請年度 有(年 月 日) ・ 無

(注) 申請人の技能実習計画を同時に申請する場合、併せて申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の人数を併記すること。上記「I」「II」「III」及び「V」の欄に記載してください。

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)	留意事項	備考	※
			1	2	3	4
1	申請する技能実習計画の概要となる技能実習生の名簿	(機密)(H4Pに属職)	○	◎	◎	申請者の住所等が異なる場合に申請する技能実習生を別冊にまとめること。
2	技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表（本表）	(機密)(準に属職)	○	◎	◎	内容が正確な本表にて提出し、機密性の高い情報を含むことには注意してください。
3	技能実習計画認定申請書	技能実習生1人当り1枚 (第1号又は第2号のいずれか)	○	◎	◎	〃
4	技能実習計画	省令様式第1号 (第2号又は第3号のいずれか)	○	×	×	〃
5	入国後技能実習予定表	省令様式第1号 (第3号)	○	×	×	「第3号」第2号「第1号」第3号が台帳形式であり、台帳形式では記載できない事項があるため、台帳形式とは異なり、縦書きの用紙に記入することになります。
6	実効期間予定表	省令様式第1号 (第4号又は第5号)	○	×	×	〃
7	実効期間予定表（1年目）	省令様式第1号 (第5号又は第6号のいずれか)	○	×	◎	〃
8	実効期間予定表（2年目）	省令様式第1号 (第7号又は第8号のいずれか)	○	×	◎	〃
9	欠席率および遅到の箇所	技能実習生1人当り1枚 (O)	○	×	×	〃
10	申請者の誓約書	省令様式第1号 (第1号又は第2号)	×	◎	◎	〃
11	技能実習生の国籍その他の属性を記載する書類の様式	技能実習生1人当り1枚 (E・F)	×	◎	◎	① 申請者が複数である場合は、申請者一人ひとりの属性を記載する様式を用意し、それぞれを併せて提出してください。

1

②実習実施者が用意する申請書類

自ら作成する書類

- ◆項番 4 技能実習計画
- ◆項番 10 申請者の誓約書
- ◆委任状
- ◆手数料の払込みを証する書類 等

公的機関から取得する書類

- ◆項番 26 登記事項証明書
- ◆項番 31 役員の住民票の写し

③取次送出機関・外国の所属機関等が用意する申請書類

自ら作成する書類

- ◆項番 14 技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書
- ◆項番 20 技能実習の準備に関し日本で支払った費用の明細書 等

公的機関から取得する書類

- ◆項番 21 技能実習生の推薦状

ステップ②

申請書類を揃える

作成する技能実習計画に応じて、「一覧・確認表」の技能実習の区分（提出の要否）の列をもとに、原則として全ての書類を準備します。

「技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表(団体監理型)」2枚目

※2018年5月時点

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号	27号	28号	29号	30号	31号	32号	33号	34号	35号	36号	37号	38号	39号	40号	41号	42号	43号	44号	45号	46号	47号	48号	49号	50号	51号	52号	53号	54号	55号	56号	57号	58号	59号	60号	61号	62号	63号	64号	65号	66号	67号	68号	69号	70号	71号	72号	73号	74号	75号	76号	77号	78号	79号	80号	81号	82号	83号	84号	85号	86号	87号	88号	89号	90号	91号	92号	93号	94号	95号	96号	97号	98号	99号	100号	101号	102号	103号	104号	105号	106号	107号	108号	109号	110号	111号	112号	113号	114号	115号	116号	117号	118号	119号	120号	121号	122号	123号	124号	125号	126号	127号	128号	129号	130号	131号	132号	133号	134号	135号	136号	137号	138号	139号	140号	141号	142号	143号	144号	145号	146号	147号	148号	149号	150号	151号	152号	153号	154号	155号	156号	157号	158号	159号	160号	161号	162号	163号	164号	165号	166号	167号	168号	169号	170号	171号	172号	173号	174号	175号	176号	177号	178号	179号	180号	181号	182号	183号	184号	185号	186号	187号	188号	189号	190号	191号	192号	193号	194号	195号	196号	197号	198号	199号	200号	201号	202号	203号	204号	205号	206号	207号	208号	209号	210号	211号	212号	213号	214号	215号	216号	217号	218号	219号	220号	221号	222号	223号	224号	225号	226号	227号	228号	229号	230号	231号	232号	233号	234号	235号	236号	237号	238号	239号	240号	241号	242号	243号	244号	245号	246号	247号	248号	249号	250号	251号	252号	253号	254号	255号	256号	257号	258号	259号	260号	261号	262号	263号	264号	265号	266号	267号	268号	269号	270号	271号	272号	273号	274号	275号	276号	277号	278号	279号	280号	281号	282号	283号	284号	285号	286号	287号	288号	289号	290号	291号	292号	293号	294号	295号	296号	297号	298号	299号	300号	301号	302号	303号	304号	305号	306号	307号	308号	309号	310号	311号	312号	313号	314号	315号	316号	317号	318号	319号	320号	321号	322号	323号	324号	325号	326号	327号	328号	329号	330号	331号	332号	333号	334号	335号	336号	337号	338号	339号	340号	341号	342号	343号	344号	345号	346号	347号	348号	349号	350号	351号	352号	353号	354号	355号	356号	357号	358号	359号	360号	361号	362号	363号	364号	365号	366号	367号	368号	369号	370号	371号	372号	373号	374号	375号	376号	377号	378号	379号	380号	381号	382号	383号	384号	385号	386号	387号	388号	389号	390号	391号	392号	393号	394号	395号	396号	397号	398号	399号	400号	401号	402号	403号	404号	405号	406号	407号	408号	409号	410号	411号	412号	413号	414号	415号	416号	417号	418号	419号	420号	421号	422号	423号	424号	425号	426号	427号	428号	429号	430号	431号	432号	433号	434号	435号	436号	437号	438号	439号	440号	441号	442号	443号	444号	445号	446号	447号	448号	449号	450号	451号	452号	453号	454号	455号	456号	457号	458号	459号	460号	461号	462号	463号	464号	465号	466号	467号	468号	469号	470号	471号	472号	473号	474号	475号	476号	477号	478号	479号	480号	481号	482号	483号	484号	485号	486号	487号	488号	489号	490号	491号	492号	493号	494号	495号	496号	497号	498号	499号	500号	501号	502号	503号	504号	505号	506号	507号	508号	509号	510号	511号	512号	513号	514号	515号	516号	517号	518号	519号	520号	521号	522号	523号	524号	525号	526号	527号	528号	529号	530号	531号	532号	533号	534号	535号	536号	537号	538号	539号	540号	541号	542号	543号	544号	545号	546号	547号	548号	549号	550号	551号	552号	553号	554号	555号	556号	557号	558号	559号	560号	561号	562号	563号	564号	565号	566号	567号	568号	569号	570号	571号	572号	573号	574号	575号	576号	577号	578号	579号	580号	581号	582号	583号	584号	585号	586号	587号	588号	589号	590号	591号	592号	593号	594号	595号	596号	597号	598号	599号	600号	601号	602号	603号	604号	605号	606号	607号	608号	609号	610号	611号	612号	613号	614号	615号	616号	617号	618号	619号	620号	621号	622号	623号	624号	625号	626号	627号	628号	629号	630号	631号	632号	633号	634号	635号	636号	637号	638号	639号	640号	641号	642号	643号	644号	645号	646号	647号	648号	649号	650号	651号	652号	653号	654号	655号	656号	657号	658号	659号	660号	661号	662号	663号	664号	665号	666号	667号	668号	669号	670号	671号	672号	673号	674号	675号	676号	677号	678号	679号	680号	681号	682号	683号	684号	685号	686号	687号	688号	689号	690号	691号	692号	693号	694号	695号	696号	697号	698号	699号	700号	701号	702号	703号	704号	705号	706号	707号	708号	709号	710号	711号	712号	713号	714号	715号	716号	717号	718号	719号	720号	721号	722号	723号	724号	725号	726号	727号	728号	729号	730号	731号	732号	733号	734号	735号	736号	737号	738号	739号	740号	741号	742号	743号	744号	745号	746号	747号	748号	749号	750号	751号	752号	753号	754号	755号	756号	757号	758号	759号	760号	761号	762号	763号	764号	765号	766号	767号	768号	769号	770号	771号	772号	773号	774号	775号	776号	777号	778号	779号	780号	781号	782号	783号	784号	785号	786号	787号	788号	789号	790号	791号	792号	793号	794号	795号	796号	797号	798号	799号	800号	801号	802号	803号	804号	805号	806号	807号	808号	809号	810号	811号	812号	813号	814号	815号	816号	817号	818号	819号	820号	821号	822号	823号	824号	825号	826号	827号	828号	829号	830号	831号	832号	833号	834号	835号	836号	837号	838号	839号	840号	841号	842号	843号	844号	845号	846号	847号	848号	849号	850号	851号	852号	853号	854号	855号	856号	857号	858号	859号	860号	861号	862号	863号	864号	865号	866号	867号	868号	869号	870号	871号	872号	873号	874号	875号	876号	877号	878号	879号	880号	881号	882号	883号	884号	885号	886号	887号	888号	889号	890号	891号	892号	893号	894号	895号	896号	897号	898号	899号	900号	901号	902号	903号	904号	905号	906号	907号	908号	909号	910号	911号	912号	913号	914号	915号	916号	917号	918号	919号	920号	921号	922号	923号	924号	925号	926号	927号	928号	929号	930号	931号	932号	933号	934号	935号	936号	937号	938号	939号	940号	941号	942号	943号	944号	945号	946号	947号	948号	949号	950号	951号	952号	953号	954号	955号	956号	957号	958号	959号	960号	961号	962号	963号	964号	965号	966号	967号	968号	969号	970号	971号	972号	973号	974号	975号	976号	977号	978号	979号	980号	981号	982号	983号	984号	985号	986号	987号	988号	989号	990号	991号	992号	993号	994号	995号	996号	997号	998号	999号	1000号	1001号	1002号	1003号	1004号	1005号	1006号	1007号	1008号	1009号	1010号	1011号	1012号	1013号	1014号	1015号	1016号	1017号	1018号	1019号	1020号	1021号	1022号	1023号	1024号	1025号	1026号	1027号	1028号	1029号	1030号	1031号	1032号	1033号	1034号	1035号	1036号	1037号	1038号	1039号	1040号	1041号	1042号	1043号	1044号	1045号	1046号	1047号	1048号	1049号	1050号	1051号	1052号	1053号	1054号	1055号	1056号	1057号	1058号	1059号	1060号	1061号	1062号	1063号	1064号	1065号	1066号	1067号	1068号	1069号	1070号	1071号	1072号	1073号	1074号	1075号	1076号	1077号	1078号	1079号	1080号	1081号	1082号	1083号	1084号	1085号	1086号	1087号	1088号	1089号	1090号	1091号	1092号	1093号	1094号	1095号	1096号	1097号	1098号	1099号	1100号	1101号	1102号	1103号	1104号	1105号	1106号	1107号	1108号	1109号	1110号	1111号	1112号	1113号	1114号	1115号	1116号	1117号	1118号	1119号	1120号	1121号	1122号	1123号	1124号	1125号	1126号	1127号	1128号	1129号	1130号	1131号	1132号	1133号	1134号	1135号	1136号	1137号	1138号	1139号	1140号	1141号	1142号	1143号	1144号	1145号	1146号	1147号	1148号	1149号	1150号	1151号	1152号	1153号	1154号	1155号	1156号	1157号	1158号	1159号	1160号	1161号	1162号	1163号	1164号	1165号	1166号	1167号	1168号	1169号	1170号	1171号	1172号	1173号	1174号	1175号	1176号	1177号	1178号	1179号	1180号	1181号	1182号	1183号	1184号	1185号	1186号	1187号	1188号	1189号	1190号	1191号	1192号	1193号	1194号	1195号	1196号	1197号	1198号	1199号	1200号	1201号	1202号	1203号	1204号	1205号	1206号	1207号	1208号	1209号	1210号	1211号	1212号	1213号	1214号	1215号	1216号	1217号	1218号	1219号	1220号	1221号	1222号	1223号	1224号	1225号	1226号	1227号	1228号	1229号	1230号	1231号	1232号	1233号	1234号	1235号	1236号	1237号	1238号	1239号	1240号	1241号	1242号	1243号	1244号	1245号	1246号	1247号	1248号	1249号	1250号	1251号	1252号	1253号	1254
----	-------	----	--------------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

ステップ④

申請書を作成する

個々の書類は、申請書類を一通り揃えてから作成します。独立している書式もあれば、他の書類と関連している書式もあります。やみくもに作成することは避けましょう。必要な書類をとりまとめた上で、監理団体を中心に必要書類について技能実習生の分が全て揃っているかチェックします。

◆作成手順のモデル例

申請者は監理団体の指導を受け又は協力し、関係機関へ「確認・一覧表」等とともに直接作成、取得の依頼をします。

(監理団体)

- A) 監理団体独自で作成する書類の作成、用意
- B) 外国の関係機関等へ作成依頼、とりまとめ

(実習実施者)

- A) 公的書類の取得
- B) 実習実施者独自で作成する書類の作成、用意
- C) A)とB)の書類を転記する書類を作成

(監理団体+実習実施者)

「確認・一覧表」を用いて最終的な人数分の書類をチェックする

JITCO の点検から考えるポイント

▶別記様式第1号は最後に作成する

別記様式第1号は正本、副本となる省令様式です。参考様式や公的書類等を転記する項目が多いので、全ての書式が揃ってから最後に作成することでミスを減らしましょう。

▶個人事業主は個人名を記載する

個人事業主の申請は、各種申請から、振込人名義まで「個人名」のみを記載します。屋号を使用しないようにしてください。

例① × 田中水産 → ○田中太郎

例② × 佐藤縫製 → ○佐藤花子

▶賃金及び宿舍費、水道光熱費、食費等の定期に負担する費用は整合性を確認する

定期負担費用は、複数の書類にまたがって記載をします。転記ミスを減らすために、下記のとおり参考様式を作成してから別記様式に記載するようにします。

※ 技能実習期間、氏名、職種名等は同様に整合性を確認します。

整合性を確認する3つの様式

- 参考様式第1-15号「雇用条件書の写し」
- 参考様式第1-18号「徴収費用の説明書」
- 参考様式第1-19号「技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書」

別記様式第1号第2面「技能実習計画10 技能実習生の待遇」へ転記する

▶入国後講習の法的保護講習内容を新制度に合わせる

新制度では、法的保護講習の内容は下記4つとなっています。

入国後講習実施予定表の法的保護講習を行う講師については、専門的な知識を有する行政書士、社会保険労務士等の外部講師に依頼しましょう。

- ・技能実習法令
- ・入管法令
- ・労働関係法令
- ・その他関係法令および OTIT 母国語相談、労働基準監督署への申告方法等

▶手数料の振込みを証する書類は実習実施者（原則として代表取締役）の署名・職印

手数料の振込みは必ず実習実施者名義で行います。振り込んだ手数料は返金されませんので、金融機関への振込は書類作成が終了した後に慎重に行い誤納がないように注意しましょう。またインターネットバンキングや監理団体名義による振込みは認められません。

▶委任状の委任先に留意する

委任状は、実習実施者が監理団体や JITCO（JITCO 点検・提出を利用される場合）へ委任して、技能実習計画認定申請を提出する際に必要となります。

最後に

実習実施者は、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせなければなりません。認定計画に従って実施していない場合は、改善命令や技能実習計画認定取消しの対象になりますので、十分にご注意ください。

JITCO は、実習実施者・監理団体の皆さまの円滑で確実な手続きを支援する点検・提出・取次サービスを行っておりますので是非ご活用ください。また、計画認定申請に必要な記載例集等の教材一式も販売しています。

関連情報 P2、P16-17

■本件のお問合せ先

申請支援部 企画管理課 03-4306-1127
支援第一課 03-4306-1130

新しい技能実習制度についての諸外国の動向

公益財団法人 国際研修協力機構

前・国際部長 都筑 健介

(2018年6月25日退任)

2016年11月に成立した技能実習法（新法）がその1年後の昨年11月に施行されて半年が経過した。この間JITCOは内外で関係者に対し、関係政省令に沿って、新制度の狙いや内容、利用にあたっての注意事項等について種々な説明を行ってきた。2009年の入管法改正の直前から、約10年に亘って技能実習制度の変遷をフォローしてきた立場から、今回の制度見直しを外国の関係者がどのように受け止めているかを、未だ整理が不十分な面が否めないが、2018年5月時点での状況を踏まえ、私見を交え紹介したいと思う。

る適正化、技能実習生の保護の強化等を目的として、そのための枠組みを明確に定めるべく、いわゆる基本法の形で整理が行われている。具体的には、基本となる技能実習計画の認定手続きが定められ、監理団体の許可の基準が明確に打ち出され、その審査や事前調査に当たる独立の法人「外国人技能実習機構」（以下、OTITという）が設立されている。併せて、この間内外の関係者から求められてきた改善要望（技能実習期間の延長、介護等対象職種の拡大、受入れ人数枠の拡大等）にも一定の配慮が払われている。

また、技能実習法案の国会審議でのやりとりを踏まえ、その運用にあたっては、制度利用に関心を持つ国の政府当局に協力を呼びかけ、新しい制度の定着と普及とともに努力するという組立てとなっている。

1 総論

(1) 今回の制度改正では、過去4半世紀に亘る制度利用の実態を踏まえ、制度の趣旨の徹底、運用の更な

(2) 新制度の内容については本誌でもすでに繰り返し紹介し、制度利用者に対して直接に説明する機会も数

■表1 二国間取決め（政府間取決め）とJITCO新R/Dの締結状況（2018年6月11日現在）

JITCO 国際部作成

	二国間取決め締結状況				JITCO 新 R/D 締結状況
	締結日	発効日	送出機関認定手続	認定送出機関以外からの受入停止	
ベトナム	2017年 6月 6日	2017年11月1日	245機関の認定	2018年9月1日から	2017年9月27日締結
カンボジア	2017年 7月11日	2017年11月1日	57機関の認定	2018年6月1日から	2017年12月25日締結
インド	2017年10月17日	両国が協力開始の通知をした日から30日後に開始する	23機関の認定	2018年5月1日から	2018年2月22日締結
フィリピン	2017年11月21日	2017年11月21日	188機関の認定	2018年9月1日から	2017年12月調整開始
ラオス	2017年12月 9日	両国が協力開始の通知をした日から30日後に開始する	14機関の認定	2018年8月1日から	2018年5月11日締結
モンゴル	2017年12月21日	2017年12月21日	2018年7月1日までに認定	2018年12月1日から	2018年1月調整開始
バングラデシュ	2018年 1月29日	2018年1月29日	2機関の認定	2018年9月1日から	2018年3月27日締結
スリランカ	2018年 2月 1日	2018年2月1日	2018年7月15日までに認定	2018年12月15日から	まもなく締結予定
ミャンマー	2018年 4月19日	2018年4月19日	2018年6月1日までに認定 ミャンマー側の事情で遅延中	2018年11月1日から	まもなく調整開始

インドネシアとタイは、二国間取決めがまもなく締結されるのではないかと情報の、送出国政府より入手している。2017年送出国数第2位の中国との二国間取決めが未締結である。その他、ネパール、ウズベキスタン・ペルーとの二国間取決めが未締結である。

多く持ってきたので、国内ではかなり理解が深まっており、制度の運用管理のために、新たに設立された OTIT の活動も徐々に定着してきているように見受けられる。

他方、国外については、新制度の下での政府間の二国間協力取り決め（以下、MOC という）が順次結ばれてきており（※ 表1参照。2018 年 6 月 11 日現在 9 ヶ国と締結済み）、その過程での説明により、送出国政府関係者の理解は深まっているものと思われるが、その狙いと変更点が、実務を担当する送出機関関係者にはまだ十分に行き渡っていないところもみられ、過渡期の戸惑いも一部には感じられる。

しかしながら、外国の制度利用関係者は、こうした日本政府の姿勢を総じて高く評価しており、とくに今後の適正な運用の確保と技能実習生の保護の充実を、各送出国政府との協力のもとに整備していくという方向性が明確に打ち出されたことを、好意的に受け止めている。

（3）個別の論点で言えば、多くの送出国関係者は、新しい制度のもとで、日本の監理団体が初めて日本政府によって、一定の基準で優良団体とそれ以外とに仕分けされ、それぞれの団体が手掛け得る職種や、関心を持つ送出国等の情報が一般に公表されることとなったことを、制度の透明性を高めるものとして好感している。また、技能実習生による相談や申告を容易にする手立てとして、申告権のような考え方が取入れられたことや、日本人と同等以上の処遇が義務づけられたことなども、技能実習生の権利の保護、待遇改善（日本人職員との差の解消等）に向けての前向きな取組みとして高い評価が与えられている。

（4）送出国の中には、本制度が JICA（国際協力機構）や AOTS（海外産業人材育成協会）の研修プログラムに準じた日本の人材育成スキームと考えているところがある。とくに韓国へも送出国を行っている国を中心に、今回の制度見直しにより、今後は日本政府が、送出国環境の整備（とくに日本語事前教育の充実や優良な監理団体への橋渡し）への協力や、日本国内の受入れ需要の取りまとめと協力国への関連情報の事前提供等を、これまで以上に積極的に行ってくれるのではないかと期待がある。

2 各国への説明と主な反応

2016 年 11 月の新法成立をうけ、JITCO は送出国及び送出機関への説明および協力呼びかけに努め、昨年年初来活発に業務提携書（以下、R/D という）締結国の窓口等との協議・意見交換を行ってきた（※ 表2参照。2017 年の新規受入れ数）。

■表2 2017 年の技能実習に係る新規入国外国人の国別統計

	国籍・地域	1号イ	1号ロ	研修	合計
1	ベトナム	1,265	57,425	1,069	59,759
2	中国	1,819	32,253	699	34,771
3	フィリピン	1,382	11,541	494	13,417
4	インドネシア	923	8,658	1,239	10,820
5	タイ	1,477	2,972	835	5,284
	アジア(その他)	204	7,276	5,203	12,683
	合計	7,070	120,125	9,539	136,734

出典：法務省統計

このプロセスは、個別の送出国との間では、政府間の MOC 締結交渉と歩調を合わせながら慎重に進められてきており、新たに合意された MOC の内容と整合する形に現行の R/D を見直さんとするものである。

これまでに MOC が締結された9ヶ国の内、4ヶ国（ベトナム、カンボジア、インド、バングラデシュ）とはすでに R/D を改訂済みであり、2ヶ国（ラオス、スリランカ）とは協議を終了し新しい R/D の署名段階にあり、残り3ヶ国（フィリピン、モンゴル、ミャンマー）とは現在交渉中である。

JITCO はこれまで 15 ヶ国の政府窓口等との間で R/D を締結し業務を行ってきており、上記の9ヶ国を除く6ヶ国（中国、タイ、インドネシア、ネパール、ウズベキスタン、ペルー）については、現行の枠組みのもとでの協力関係を継続しつつ、これらの国が日本政府と行っている MOC 交渉の進展を見極めているところである。

これまでの個別の接触や R/D の改訂協議などを通じて得られた、今回の制度見直しについての各国の反応は、以下のようなものである。



ベトナム

近年急速に送出しを伸ばし、昨年の新規送出しが5万人を大きく超え、中国を抜いて現在最大の送出し国となっているベトナムは、過去数年来、失踪などの問題事案も数多く抱え、その改善のために、自ら送出し体制の整備・適正化に努力してきた。

このため、今回の日本での制度見直しの動きを、方向性を同じくするものとして好意的に受け止め、さらなる制度活用の好機ととらえている。2016年11月の法案成立直後の12月には、他の送出し国に先駆けて担当大臣が来日し、日本政府への協力姿勢を明らかにするとともに、日本の監理団体に対し直接、同国からの受入れのさらなる増加への理解と支援を呼びかける一幕もあった。

こうした流れの中で MOC 交渉にも積極的であった模様であり、2017年6月には最初の MOC 署名国となり、その後の日本政府による各国との MOC 交渉の進展に弾みをつけた。

JITCO はこれに先立ち 2017年3月には理事長を団長とする使節団を派遣し、同年6月には上記 MOC 署名のため来日した担当大臣とも改めて個別に面談し、現行 R/D の改訂につき原則的な合意を取り付け、9月には上述の MOC に添った形で新しい R/D を締結した。この R/D のもとで個別の送出し機関に対する説明や、要望を聴取する機会を随時設けるなど、同国政府窓口との不断の関係強化に努めてきている。



中国

過去4半世紀に亘り、本制度の発展を支えその定着に貢献してきたのが、中国からの大量の優秀な研修生・技能実習生の受入れであったことはよく知られており、とくにこの間の中国経済の驚異的な発展と対外開放、民営化にも大きな影響を与えてきた。

一時は全体の70%を超えるシェアを占めていた同国からの受入れも、一人っ子政策の浸透による若年労働力の過剰解消や、この間の急速な成長に伴う中国国内での雇用環境の改善などから、本制度への応募者が減り、募集が年々困難になってきており、近年ではさすがに陰

りが見られている。その結果、最大の送出し国としての地位はここ数年ベトナムに譲り、昨年の新規受入れ数も3万人強と最盛期の半分程度に止まっている。

こうした状況を反映してか、今回の日本での制度見直しについての中国側の受け止め方には多少冷めたところがあるように見受けられる。とくに MOC の交渉の中で、送出し機関の各国での認定にあたって日本側が望ましいと思うところを基準として示し、これへの協力を相手国政府に求めるというアプローチにはやや不満をもっているように伝えられている。また、同国からの送出しを所管する政府の担当部署は商務部であり、MOC の交渉窓口でもあるが、本制度のこれまでの運用で中心的な役割を果たしているのは、同国からの送出しの3分の2程度を占める、商務部傘下の中日研修生協力機構（以下、中日機構という）という民間団体である。

こうした過去の経緯と現状が、政府間の二国間交渉の進展においても何ほどか影響しているのではないかと見る向きもあり、未だ MOC 締結交渉の先行きは明確になっていない。

この間 JITCO は、90年代初頭の制度開始以来今日まで、中日機構との間で R/D を結び、中国での活動のパートナーとして、友好関係を維持してきている。最近においても、昨年2月および3月には双方の代表を団長とする使節団の相互派遣を実施するなど、折に触れ連絡を取り合っており、本年5月には定期協議を北京で行うべく準備中である。



フィリピン

同国は、昨年1年間の新規送出し実績で1万人を超える、有力な制度利用国である。

今回の制度見直しの内容を同国に説明する中で、2009年の制度改正の折の議論で、日本のこの制度をどう位置づけるかで、次の様な意見の違いがあったことが思い起こされた。

すなわち、在留資格をそれまでの「研修」から新設の「技能実習1号」と改め、雇用契約を結んだうえで来日するとの制度変更が、これまで以上に労働者性が強まるものと、同国労働省はとらえ、爾後は日本への技能実習生を海外派遣労働者関連法の適用対象者と改

めることとした。この流れで JITCO にとっての労働雇用省の窓口も、海外研修を担当する TESDA（技術教育技能教育庁）から海外への労働者派遣を担当する POEA（フィリピン海外雇用庁）へと変更になり、在京大使館の労働オフィスが直接に本制度に関与することになってすでに久しい。

同国は、現在では、本制度を、海外への労働者派遣の一つと位置付けており、名称の如何を問わず、実習中の労働者としての正当な権利は保護されなければならないという認識でいる。

したがって、今回の制度改正で、日本政府がこれまでより表に出る形で、制度の基本的な枠組みを定め、技能実習生の権利保護にきめ細かく取組む姿勢を明確にしたことを同国は歓迎しており、MOC にもすでに昨年 11 月に署名した。

現在問題となっているのは、海外労働者派遣大国として、精緻な運用システムを作り上げている同国は、派遣先国での制度変更の都度、これに合わせて運用細則を改訂し、これを関係者に周知させるという手続きを踏んでおり、その準備に常に一定の時間を必要とすることである。また、今回新たに職種として追加されることとなった「介護」の扱いをめぐることは、これまでに同国内で種々の憶測が飛び交ってきた経緯がある中で、EPA（経済連携協定）スキームとの整合性もあり、その他の職種とは異なる追加的な送出しの要件を打ち出すべく、政府部内で別途慎重に検討が行われてきており、いまだ結論が得られていない。

この間 JITCO は、昨年 1 月に新法成立後最初の国として同国を訪問し、新制度の下においても JITCO との協力関係は継続するとの方針を担当大臣より確認しており、昨年末の政府間の MOC 締結を受けて、現行の R/D を改訂すべく現在交渉中である。



インドネシア

インドネシアは、90 年代初頭の制度立ち上がりを取り導いてきた古くからの送出し国であり、昨年 1 年間の新規送出しも 8,000 人を超えている。2009 年の前回の制度改正時に、同国についても労働者の海外派遣に係わる法律の解釈との関係で本制度の位置付けが一時問題と

なったが、その折は、JITCO の仲介による日本の関係当局との協議を経て、雇用契約といってもあくまで技能実習のためのものであり通常の雇用契約とは違うという説明で話を収めた経緯を記憶している。

今回の政府間の MOC 交渉がどのように展開されてきたか未だ定かではないが、交渉はすでに両国の窓口間では大筋で合意を見たと伝えられており、最終的にどのような形のものが公表されるか注目される。とくに、90 年代初頭の制度利用開始以来、同国は、政府自らが送出し機関となって、日本の民間の監理団体を相手として、国内での募集、事前教育などを行っており、その一方で、本制度を所掌する政府機関として、民間の送出し機関を認定しその活動の監視役や推進役を担ってきている。そのため今回の MOC が、政府が送出し機関として活動している部分にも何らかの影響が及ぶような書きぶりとなるのかに、関係者からは関心がもたれている。

JITCO は、技能実習法案の国会承認直前の 2016 年 10 月に、同国の大手送出し機関の集まりである AP 2 LN（インドネシア海外実習事業主催協議会）との共催で、日本国内でジョイントセミナーを開催した。また、法律成立後の昨年 2 月には、同国を訪問し、新しい制度のもとにおいても協力関係を継続していくとの約束を政府窓口より取付けるなど、この間伝統的な友好関係を維持している。現在は、政府間の MOC の締結・公表をまつて R/D 改訂の協議に臨むべく鋭意準備中である。



タイ

タイは、その王室と日本の皇室の交流も盛んで伝統的な親日友好国であり、地の利の良さもあって、日本企業の東南アジア地域での拠点として数多くの企業が進出している。これを反映し、企業単独型での技能実習生の受入れでは地域を問わず常に上位を占めており、昨年の新規送出し実績でも、約 3,000 人の団体監理型での受入れに対し、その半分に当たる数（約 1,500 人）が企業単独型として別途受入れられている。

これまでの関係者との接触や意見交換を通じ、今回の日本での制度見直しの議論を、同国は多大の関心を持って慎重にフォローし、注目してきた様子が見えられた。とくに、国内がほぼ完全雇用状態にあり、数年来

周辺諸国からの大量の労働者の違法流入と不法就労状態の改善に頭を痛めている労働省の担当窓口が、本制度を同時に所掌していることもあって、今回の制度見直しの中で、適正化のために日本が採用した方式や考え方を、自国の外国人不法就労者対策にも応用できないかとの観点から出ているように思われる発言も時として垣間見られた。

二国間の MOC 交渉はまもなく終了する見込みといわれているが、タイ側が今回の MOC を単なる協力の意図表明に終わらせずに、より法的拘束力の強い形式のものになりたいと希望していると伝えられていることは、その背景も含め、興味深い。

JITCO は、昨年 4 月に新制度説明のために同国を訪問した折りの合意を踏まえ、新法施行直後の昨年 11 月に日本国内でジョイントセミナーを開催するなど、現行の R/D の政府窓口との間で常に緊密な連絡体制を維持してきており、新制度への円滑な移行を果たすべく努力中である。



カンボジア

2009 年の制度見直し後、2011 年 3 月の東日本大震災の影響も重なって、中国での募集が年々困難さを増す中で、この間著しく送出しを伸ばしてきたのが先述のベトナムであり、カンボジアであった。団体監理型での送出し数だけで見れば、カンボジアは近年ではすでにタイと同水準にまでその重みを増してきている。

昨年 6 月の同国訪問時の先方政府窓口や送出し機関との接触でも、その熱意は引き続き感じられ、ベトナム同様、今回の制度見直しを更なる制度利用と発展の好機ととらえている様子がうかがわれた。

このため、政府間の MOC 交渉にも積極的であった模様であり、昨年 7 月には、ベトナムに次ぐ 2 番目の国として、新たな政策枠組みに合意し、そこでの約束に従い本年 2 月末には新たな認定基準に基づく 57（2018 年 6 月 11 日時点）の機関名を公表した。

この間 JITCO の同国との R/D の改定協議も順調に進み、昨年 12 月には新しい R/D を締結し、最近では、新たに認定された 57 の送出し機関についての詳細情

報を、JITCO に対し協力機関関係情報として通知・報告してきている。



ミャンマー

2009 年の制度改正後、ミャンマーについては、国内政局の変動の影響をもろに受け、本制度の利用についても多くの紆余曲折を経験してきた。

JITCO がその当時進めていた前回の R/D の改定協議もその例外ではなく、技能実習生による、失踪、難民認定手続きへの駆込みを通じた政治批判が急増したのを受け、民政移管のための歴史的な選挙をできるだけ静かな環境の中で実施するためであるとの理由で、本制度の利用自体が停止されたことから、協議は一時棚上げとなった。

その後、総選挙を経て就任したテイン・セイン大統領のもとでの民主化努力および国内融和と対外開放姿勢を好感し、同国を取り巻く内外の政治環境が一気に好転する中で、日本の官民のミャンマーへの関心が著しく高まり、2013 年には本制度の利用再開にこぎ着け、同年 5 月には現行の R/D の締結に至った。

こうした状況の下で、同国からの送出しは、ここ数年、送出し体制の整備がこれに追いつかない程のペースで急速に伸びてきている。

この結果、今回の制度見直しに伴う政府間の MOC 交渉も比較的順調に進められた模様であり、本年 4 月には最終合意にいたった。この間 JITCO は現行 R/D の責任者と連絡を保ち、MOC 締結後の R/D の改訂と協力体制の再構築への希望を伝え先方より基本的な了解を得るなど努力してきており、現在次のステップに進むべく準備中である。



インド

過去 2 年、本制度の利用につき、一番動きがあったのは、インドではないかと思う。2009 年の制度見直しの後の、JITCO からの R/D 改訂への申し入れやその後の接触を通じ、同国は団体監理型での送出しには、それほど関心がないのではないかとの印象を拭いきれ

ずにきていた。

しかしその後、現在のモディ首相が優先的な政策目標として掲げるスキル・インディアの中に本制度の活用が位置付けられたことが弾みとなり、良好に発展している日印関係を背景に日本政府および JITCO への協力要請と働きかけが活発となり、制度の有効利用のための、日本国内の受入れ環境も徐々に整えられてきていた。こうした中で 2015 年には一時中断していた R/D 改訂交渉も再開され順調に合意に至り、同じ時期に進められていた今回の日本での制度見直し作業とも歩調を合わせる形で、制度利用の機運が内外で高まってきた。

このような背景のもとで、新法成立後の政府間の MOC 交渉も一気に進んだ模様であり、ベトナム、カンボジアに続く3番目の送出国として法律施行前の昨年 10 月には最終合意に至った。

この MOC の合意を奇貨とする形で、インド国内の送出し体制の整備も著しく進展し、本年4月には新たに設けられた基準をもとに 23（2018 年 6 月 11 日時点）の送出し機関が認定、公表されるなど、日本の受入れ側との個別の折衝にも徐々に拍車が掛かってきている様子である。

JITCO はこの間橋渡し役として多くの活動を行っており、本年2月の訪問時には新制度の下での業務提携のベースとなる新しい R/D を技術開発省傘下の全国技術開発公社（NSDC）との間で取り交わし、制度の積極利用への道を拓くべく努力中である。



全体的な印象とその他の国の動向

以上を総括すると、日本国内の景気の回復と厳しい雇用環境を反映し、近年、本制度の利用が全体として毎年大きく伸びてきている中で、上記のベトナムの急伸、東日本大震災以降の中国の伸び悩み、伝統的な利用国フィリピン、インドネシア、タイの堅調な伸びと並んで、近年はカンボジアやミャンマーからの受入れも進んできており、インドについては今まさに踊り場に差し掛かっているといった印象である。

誌面の都合上その他の国の紹介や分析にこれ以上のページを割けないが、ごく最近では本年3月にバングラ

デシュを訪問し、新しい R/D を締結し、政府認定の送出し窓口との間で今後の協力を約束した。この他、前述のようにラオス、スリランカとの R/D の改訂についても合意が成立し、現在書面の交換手続き中であり、モンゴルへの訪問と R/D 締結も近く予定されている。現時点で MOC 交渉の進捗状況につき未だ明確な方向性が見極められていないのは、現行の R/D の締結国 15 ヶ国の中では、ネパール、ウズベキスタン、ペルーの3ヶ国となっている。

3 結 語

安倍政権のもとでの日本経済再興戦略の公表、そこでの外国人材の活用に向けての各種提言を関係者は好感し、本件技能実習制度の今後の在り方についての関心が内外でますます高まってきている。昨年1年間の「技能実習一号口」での新規入国者は過去最高を記録し、合計 12 万人を超えている（P9 表 2 参照）。

今次新制度の関係各国へのこれまでの説明の過程でも、関係者の中には、外国人材の更なる活用の最初のステップとして、今回の制度見直しが行われたと受け止める向きが多く、今後は日本政府がこれまで以上に前に出る形で、プログラムが随時改善され拡大していくのではないかと期待されている。

こうした期待を反映し、二国間の MOC を巡る政府間交渉もこれまで比較的順調に進展してきており、すでに MOC 締結国となった一部の国では、さらなる制度活用のための体制整備が始まっており、その推進のために、日本の官民の関係者からの追加的な協力（とくに日本語事前教育の充実への支援）が得られないかと期待している様子もうかがわれる。

こうした期待にどう応えて行くかが今後ますます問われることとなると思われ、その中で総合支援機関として制度の利用促進を担っていく JITCO が、外国の関係者への情報提供や様々な協力依頼への対応においてどのような役割を果たし得るかをまず整理し、MOC の窓口となっている OTIT とも連携しながら新しい制度への円滑な移行を支援していくことが今後とも必要ではないかと思う。

JITCO総合支援システム(新JITCOサポート)の活用事例とよくあるご質問

「JITCO総合支援システム」(新JITCOサポート)は、技能実習制度に関わる各種申請書類の作成や、技能実習生の入国・在留管理など、技能実習生の入国前から帰国後のフォローまで実習管理業務全般をサポートする業務管理システムです。JITCO賛助会員(傘下登録企業を含む)の方は無料でお使いいただけます。

今回は新JITCOサポートをご利用いただいている監理団体の皆さまの声をお届けします。

新JITCOサポート活用事例

■ キャリア・コンサルタント協同組合様(東京都)

年間40名程度の技能実習生を10回程度に分けて受入れており、現在日本に滞在している技能実習生は約120名です。ここ2～3年で経済が活発化するに伴い、組合員で技能実習生を受け入れる企業も増えてきました。地域も全国に広がり、比例して業務量も増えてきています。



JITCOサポートは旧JITCOサポートも含め5～6年ほど利用していますが、新しいJITCOサポートではファイルの出力形式が従来のPDF形式のみからEXCEL形式にも対応され、後で手直しも容易になったことで使いやすくなりました。新制度になって書類の量や種類が多くなり、書類の追加や改訂も頻繁に発生していますが、JITCOサポートは自動的に最新の書式に対応されるので非常に便利です。

今後追加される予定の新しい機能の中では、スケジュール管理機能^(※)に期待しています。監理団体の業務は多岐に渡り、在留カードの更新や技能検定試験の受験申請、同意書の取得、実習実施者の決算書の取得等スケジュールの進捗管理も慎重な対応が求められますので、ぜひ利用してみたいと思っています。これからも積極的にJITCOサポートを利用していきたいと考えています。

■ 産学連携事業協同組合様(東京都)

現在、当組合には268名の技能実習生が在籍しています。関東、中部、九州地区で主に製造業、食品、建設に関連した職種での受入れを行っており、書類作成業務を含めた事務作業に伴う負担の軽減を図ることが課題でした。JITCOサポートは2016年から利用しています。技能実習生の受入れには様々な手続が必要で、複数の書類に何度も同じ項目を入力する必要があるのですが、JITCOサポートでは情報を入力すると自動的に展開されて申請書類を出力することができます。また、導入する前に比べると書類作成時に発生するミスを軽減することができました。操作も簡単なので、マニュアルは殆ど見たことがありません。新制度に対応する書式が更新された時も、JITCOサポートは常に最新の書式に対応されているので、こちらでアップデートの作業をする必要が無く、コストや手間が省けること、また、JITCOの賛助会員は無料で利用できるのも良い点だと思います。

今後も新しい機能が追加される様ですが、現在EXCELを使って対応しているスケジュール管理^(※)がこれからはJITCOサポート上で行えるようになったり、保管が必要な帳票等を簡単に出力できるなど、より便利になることを期待しています。



※ 2018年6月末リリース予定。

新JITCOサポート Q&A

Q1 「新JITCOサポート」になって
何が変わったのですか？

A1 旧JITCOサポートは主に旧制度における入国管理局への申請書類作成に対応するシステムでした。新JITCOサポートは、入国管理局および外国人技能実習機構への申請書類作成に加え、実習生の入国前から実習期間、帰国後のフォローに至るまで、技能実習制度における監理団体・実習実施者の業務を網羅し、大幅に機能が追加されています。また、実習実施者もログインして必要な機能をお使いいただけるようになり、入力作業を効率的に行うために画面設計を見直し、旧バージョンではPDFのみ対応だった各種帳票も、エクセル形式/PDF形式でのダウンロードが可能になりました。

Q2 新JITCOサポートを使うとどのくらい
業務の省力化ができるのでしょうか？

A2 例えば、技能実習の計画認定申請書類作成の場合、通常では技能実習生1人当たりの入力項目は約1,200ありますが、新JITCOサポートを使用すると、何度も同じ項目を入力する必要がなくなるため、実際の入力項目は約240までに削減することができます(書類一式の作成に係る労力が8割削減できます)。

Q3 新JITCOサポートはだれでも利用できますか？
また費用はかかりますか？

A3 JITCOの賛助会員(傘下登録企業を含む)の方は、無料でお使いいただけます。また、JITCOに傘下企業登録をしていただいている実習実施者の方も、直接ログインして使用できます。

システムへのログインに必要なIDとパスワードは賛助会員に個別に付与いたします。傘下登録企業にも専用のIDとパスワードを付与いたします。実習実施者と監理団体で同じデータを共有できることも、JITCOサポートの大きな特徴です。

Q4 企業単独型受入れ向けのサポートは
ありますか？

A4 企業単独型固有の各種帳票も作成できます。
実習実施者向け各種機能もお使いいただけます。

Q5 利用できる時間帯は決まっていますか？

A5 24時間365日好きな時にお使いいただけます。
ただし、メンテナンスのため使用できない日時が発生する時は、前もってJITCOのホームページ等でお知らせいたします。

Q6 現在、別のシステムを使用しています。新JITCO
サポートにはどのような独自のメリットがあるのでしょうか？ また現在使っているシステムからのデータ移行について、何かサポートはありますか？

A6 自社でシステムを保持・運用すると、セキュリティ対応やシステムのアップグレードの手間と費用がかかります。新JITCOサポートはWEBベースのシステムを採用しており、制度改正、書式／帳票の改訂に伴うシステムのアップグレード、セキュリティ対策のアップデート等はすべてJITCOで対応しますので、手間と費用がかかりません。

なお、現在お使いいただいているシステムからのデータ移行については、個別にご相談を承りますので、本稿末尾の連絡先までお問合せをお願いします。

Q7 パソコン以外の機器でも使えますか？ また入力
したデータは、どこに保存されるのでしょうか？

A7 インターネットにアクセスできる環境があれば事業所・自宅など、場所を問わず、あらゆるPC・スマホ・タブレットからお使いいただけます。

入力したデータは、セキュリティ対策が講じられ、安全性が確保されたJITCOが管理するクラウド上に保存されます。

■ 新 JITCO サポートに関するご質問・お問合せ先

「JITCO 総合支援システム」の運用にあたっては、皆さまの業務効率化を目的として、今後のさらなる改善、開発のためのご要望を受け付けています。

JITCO 総務部賛助会員課 TEL: 03-4306-1163

2018年7月からフリーダイヤル通話による「JITCO サポートヘルプデスク」を開設いたします(詳細はJITCO ホームページでご案内します)。



JITCOの教材のご案内



新刊本

外国人技能実習生受入れQ&A〔第2版〕（賛助会員は割引）

定価：2,700円（本体2,500円＋税） A5判 435頁

技能実習法では、新たに「外国人技能実習計画の認定制度」および「団体監理型技能実習における監理団体の許可制度」が導入され、技能実習の適正化と技能実習生の保護等の業務を担う外国人技能実習機構（OTIT）を設けるなどの措置が講じられました。

本書は、技能実習法その他の関係法令を基に、外国人技能実習制度と外国人技能実習生の受入れについての多岐にわたる規定を、「Q&A方式」により、図と表を用いて体系的に、分かりやすく記載した本格的な解説書です。実務運用上の留意点についても詳しく説明しています。

第2版では、第1版の内容に、法務大臣及び厚生労働大臣より告示された「特定職種（介護、漁船漁業・養殖業及び自動車整備）」について、事業所管大臣告示基準の詳細な解説を追加（約90ページ）し、一層の充実を図っています。

〈主なQ&Aの内容〉

- Q1-1-1 外国人技能実習制度とは何ですか。 Q2-2-1 企業単独型技能実習生の受入れ手続の流れについて説明してください。
Q3-3-3 監理団体が行う「実習監理」とは何ですか。 Q5-1-1 技能実習計画の認定を受けるまでの事務の流れについて説明してください。
Q5-3-5 「技能検定」及び「技能実習評価試験」とは何ですか。
Q10-2-1 「介護」職種に係る技能実習計画認定基準に定められている技能実習生の日本語能力の要件について説明してください。
Q10-2-3 「介護職種の優良実習実施者基準」について説明してください。
Q10-3-3 第3号団体監理型介護技能実習の実習監理を行うことのできる「介護職種の優良監理団体」とは何ですか。 等



アーク溶接等作業の安全－特別教育用テキスト－ 発行／中央労働災害防止協会（賛助会員は割引）

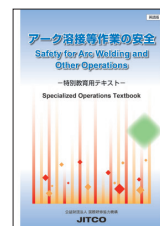
■中国語版 ■英語版 ■インドネシア語版 ■ベトナム語版

定価：各3,240円（本体3,000円＋税） B5判 470頁

本書は、平成29年中央労働災害防止協会発行の第5版をJITCOが翻訳出版した教材です。労働安全衛生法令においては、一定の危険有害な業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する特別教育を行わなければならないと定めています。このテキストでは、アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務に就くときに必要な基礎知識を学習できます。指導者向けに、アーク溶接装置の取扱いやアーク溶接等の作業の方法についてまとめた特別教育用テキストとしてご利用いただけます。各編にはそれぞれ復習問題を掲載しています。

〈主な内容〉

1. アーク溶接等に関する知識（アーク溶接等に関する基礎知識、電気に関する基礎知識、復習問題）
2. アーク溶接装置に関する基礎知識（アーク溶接装置の概要、交流アーク溶接機自動電撃防止装置、溶接材料および関連器具・装置、配線、復習問題）
3. アーク溶接等の作業方法に関する知識（溶接作業前点検と整備、溶接等の作業方法、災害防止、災害事例、復習問題） 等



※今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→教材・テキスト販売→「教材センターからのお知らせ」と電子カタログ「教材のご案内」をご覧ください。

【教材に関するお問い合わせ先】 JITCO教材センター

TEL：03-4306-1110

FAX：03-4306-1116

E-mail：publication_center@jitco.or.jp

申請書類の記載例集(団体監理型技能実習)第I分冊～第IV分冊(個別販売)

本書は、監理団体または実習実施者が技能実習生を受け入れるにあたり、段階ごとに外国人技能実習機構または地方入国管理局に提出することが求められる各種書類を掲載し、その記載例と記載上の留意点を解説するものです。

監理団体許可関係諸申請(第I分冊)

(賛助会員は割引)

定価:4,320円(本体4,000円+税)
A4判 332頁

監理団体が監理団体の許可に関して外国人技能実習機構に提出する各種様式と記載例を掲載。



技能実習計画認定関係諸申請(第II分冊)

(賛助会員は割引)

定価:4,212円(本体3,900円+税)
A4判 547頁

実習実施者が技能実習計画認定に関して外国人技能実習機構に提出する各種様式と記載例を掲載。



外国人技能実習機構への届出、報告、記録関係様式(第III分冊)(賛助会員は割引)

定価:2,700円(本体2,500円+税)
A4判 148頁

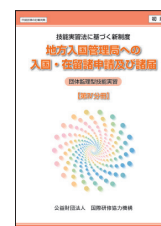
認定された技能実習計画に変更が生じた場合に外国人技能実習機構に提出する変更届出書、定期的な報告が求められる様式、記録として備付け・保存が義務付けられている様式などの記載例を掲載。



地方入国管理局への入国・在留諸申請及び諸届(第IV分冊)(賛助会員は割引)

定価:2,160円(本体2,000円+税)
A4判 98頁

監理団体が在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、諸届などに関して地方入国管理局に提出する各種様式と記載例を掲載。



申請書類の記載例集(企業単独型技能実習)(セット販売 / 賛助会員は割引)

定価:6,480円(本体6,000円+税) 各A4判 第I分冊 584頁 / 第II分冊 93頁

実習実施者が企業単独型における技能実習生を受け入れるにあたり、その段階ごとに外国人技能実習機構又は地方入国管理局に提出することが求められる書類、その記載例、記載上の留意点を解説しています。

〈セット内容〉

第I分冊 「外国人技能実習機構への技能実習計画認定関係諸申請、届出、報告、記録関係様式」

第II分冊 「地方入国管理局への入国・在留諸申請及び諸届」



技能実習日誌(認定計画の履行状況に係る管理簿・入国後講習実施記録付)(賛助会員は割引)

定価:各1,080円(本体1,000円+税) A4判 技能実習日誌156頁、入国後講習実施記録32頁

本書は、技能実習生に従事させた業務内容や指導の内容を日々記録するものです。付属する「認定計画の履行状況に係る管理簿」は、技能実習の進捗状況、日本語の修得状況、生活状況等について毎月記録し、履行状況を管理するものです。監理団体および実習実施者には、これら日誌等の作成が義務付けられており、外国人技能実習機構が行う実地検査や主務大臣が行う立入検査の際に提示できるように、適切に作成し備えておく必要があります。「技能実習日誌」は5年間、「入国後講習実施記録」は2ヶ月間を通して使用できますのでぜひご活用ください。



日本語指導お困りですか??

監理団体や実習実施者から寄せられる日本語指導に関するご相談に対するアドバイスを
ご紹介しています。今回は**講習の教室に準備したいもの**について考えます。

Q

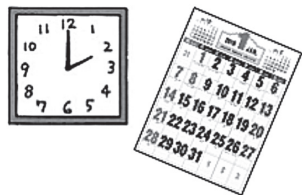
これまで講習は組合の会議室を利用していましたが、技能実習生の数が増えてきたこともあって、新しく教室を設けることにしました。せっかくなので良い環境を整えたいと思うのですが、机や椅子のほかに、どのようなものを準備すると良いでしょうか。(B協同組合 Fさん)

机、椅子のほか準備するものとしては、まず、ホワイトボード(または黒板)は欠かせません。その他には、パソコンとプロジェクター、スクリーン等があると、スマートフォン等で撮影した画像や動画等を簡単に見せることができます(スクリーンはホワイトボードや壁で代用することもできます)。同時にインターネット環境があれば、技能実習生の質問を受けた時にその場で検索して画像で示したりすることもできます。日本語では技能実習生に複雑なことをなかなか説明しにくいですが、「百聞は一見にしかず」の言葉通り、画像を1つ見せればすぐに理解できることもありますので、予算とともに検討してみたいかがでしょうか。

次に、講習の教室では、技能実習生が積極的に発言できる状態が望ましいものですが、とすると、指導員ばかりが話していて、技能実習生はずっと黙っているという状況になりがちです。技能実習生はまだ日本語に慣れていませんから、話せと言われても話題を見つけるのも困難です。そこで、技能実習生が話したくなるきっかけづくりにも役立つ講習の教室の環境整備について以下にご紹介します。

例 1 時計、カレンダー

時刻や日付、曜日に関する日本語は、仕事でも日常生活でも欠かせません。実際の時計やカレンダーを使ったやりとりを毎日繰り返すことで、慣れることが肝要です。時計は長針・短針や文字盤がはっきり見える壁掛けタイプ、カレンダーも時計同様



に日付の数字が大きく、1月ごとに1枚になっているものを全員が見やすい位置に掛けておくとう良いでしょう。

例 2 世界地図、日本地図、地域の地図

どの地図も、いつでも見られるように壁に貼っておきます。まず、世界地図ですが、技能実習生の出身国と日本の両方が入っている地図であれば、アジア地図でもかまいません。技能実習生の出身国と日本とを比べたり、出身国の話をしたりするときに役立ちます。個々の技能実習生の出身の町や地域を地図上で示して紹介するような時間を設けると、講習後に日本人とおしゃべりする時に役立つ表現等を知ることができます。

日本地図は、講習の会場や、これから行く技能実習先の位置を確認したり、日本で行ってみたいところがあるか話したり、指導員の出身地や家族について話したりするときに役立ちます。休憩時間に眺めるだけでも日本への興味づけになります。

地域の地図は、講習の教室と宿泊施設を中心とした、講習期間の主な行動範囲がわかるような地図です。適当な地図がなければ、模造紙等の大きな紙に手書きで作るので十分です。道路、鉄道、川等だけの白地図でもかまいません。店舗や施設等を技能実習生自身で書き込んでいくのも楽しい学習です。



例 3 チラシ、職種別実物など

講習期間中に技能実習生が買い物に行くスーパーや衣料品店、ドラッグストア等のチラシは良い教材になります。漢字が読めなくても、値段を読み上げたり、カタカナの言葉を読み上げたりするだけでも良い練習です。新聞の折り込みチラシは1店舗1部だけですが、今は店頭でチラシが置いてある店が多いですから、人数分もらって使うとう良いでしょう。生活に密着していますから、チラシを通して技能実習生が尋ねたいこと、言いたいことが出てきて、日本語を使った現実のコミュニケーションにつな

げることができます。

また、技能実習の現場で使う部品や道具等を入手できれば、実際にそれらを手にして話すことで、実感を持って日本語の練習ができますから、技能実習責任者等に頼んで揃えてみてはいかがでしょうか。



例 4 音声再生装置、スピーカー

昨今はCDを聞く機器がない教室もあるようですが、録音された音声を使って、何度も聞いたり、リピートしたりする練習は欠かせません。指導員のパソコンやスマートフォンのイヤホンジャックにスピーカーの端子を差し込めば、CDプレーヤーのように大きな音量でパソコンやスマートフォンに取り込んだ音声を聞くことができます。学習用の聞き取り教材のほか、指導員自身や他の職員、さらには技能実習先の指導員の声を録音したものを聞き取り教材のように何度も繰り返し再生して聞くこともできます。性別や年齢の異なるいろいろな日本語を聞く練習にはもってこいです。スピーカーは携帯用の小型でも十分な音量が出せるもの等、各種出ています。



例 5 机の配置

教室の広さや技能実習生の人数にもよりますが、教室内の机は、できればコの字型のように、技能実習生同志もお互いの顔が見えるように配置すると、コミュニケーションしやすい環境を作ることができます。

以上、教室に準備したいものを中心にご紹介しました。こうした工夫によって技能実習生が日本や日本語に対する興味を持つ環境を作ることができます。日本語を使って指導員にさらに詳しい情報を尋ねなくなったり、反対に、自分のことについて指導員に話したくなったりするような、技能実習生が自発的に日本語を使う環境を作ること、技能実習生の日本語力の向上に大きな役割を果たすことでしょう。

このほかの環境整備として、授業での口頭練習等に使用する絵カード、文字カードのような「小道具」もあります。日本語指導トピック別実践セミナーの「トピックA: はじめての日本語指導」では、実際に小道具を作って、その場で使って体験していただけます。今年度は本年9月と

来年3月に東京で開催するほか、来年2月には名古屋でも開催しますので、ぜひご参加ください。

今後の日本語指導担当者向け講座のご案内

内容、会場等の詳細はJITCOホームページをご覧ください。どれも日本語指導経験のない方もご参加可能です。具体的な日本語指導のイメージをつかんでいただけます。

JITCOホームページからオンライン申込をお願いします。
(オンライン申込ができない場合等はお問い合わせください)

日本語指導担当者実践セミナー

講習の日本語指導を中心に「聞く」「話す」力をつける指導について考える1日のコースです。インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」内の教材等もご紹介します。

賛助会員 10,000円 非会員 13,000円(1名)

10/26(金)東京、11/16(金)札幌、
12/13(木)名古屋、12/14(金)広島、1/17(木)大阪、
1/18(金)福岡、2/22(金)東京

▶プログラム 9:30-16:30

1. 講習の日本語指導のポイント
2. 講習の日本語指導計画
3. インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」とサイト内教材の紹介
4. 「聞く」「話す」力をつけるための教室活動
5. 授業実習

日本語指導トピック別実践セミナー

日本語指導に役立つトピックについてじっくり取り組みます。

どちらか1つのトピックだけでも受講いただけます。

2018年度は、東京の他、名古屋で開催します。

賛助会員 5,000円 非会員 8,000円(1名/1トピック)

9/ 7(金)東京 9:30-トピックA 13:30-トピックB

2/ 1(金)名古屋 9:30-トピックA 13:30-トピックB

3/15(金)東京 9:30-トピックB 13:30-トピックA

トピックA: はじめての日本語指導

日本語の授業では様々な「小道具」が重要な役割を果たします。実際に小道具を作ったり、それを使った練習方法を体験したりします。

トピックB: 日本語指導員のための日本語文法入門

外国人が日本語を学ぶ際の文法は、日本の学校で習った文法とは異なります。外国人の文法の入口を覗いていただき、指導に活かすことを考えます。

日本語指導オンデマンド

ご希望日にJITCOの日本語指導専門スタッフがお伺いします。上記セミナーの日程が合わない場合の他、企業内研修、組合員研修等にもご利用いただけます。

賛助会員 5,000円 非会員 8,000円(1名/1プログラム)

1プログラム約3時間。講師の交通費を別途ご負担ください。

■技能実習生に対する日本語指導全般について、
ご相談・ご質問を受け付けています。
講習業務部 日本語教育課 メール: hiroba@jitco.or.jp
TEL: 03-4306-1168 FAX: 03-4306-1118



結婚事情

人と人が出会い、パートナーシップを結んで暮らしを営むこと、その暮らしをベースに仕事に打ち込んだり、家族を築いたりしていくことは、個々人の幸せに留まらず、その国全体の活力にも影響を及ぼしているのではないのでしょうか。今回は、各国の「結婚」にまつわるトピックスを寄稿いただきました。



Vietnam【ベトナム】

ファム・ラン・アイン(JITCO 元母国語相談スタッフ)

結婚は「人生で一番大事」というお国柄ですが、価値観や出会い方、カップルの形は変化中。

ベトナムの伝統社会では、「人生で一番大事なことは、結婚して安定的な家庭を築くこと」だと言われています。とくに女性にとって、その理念は強く、私の若い頃もそうでした。高校から大学を卒業すると、数年後には結婚して、子育てをしながら仕事を続けていきます。

ベトナムでは、25歳前後の未婚女性に対して、「いつ結婚するのですか」「相手を紹介しましょうか」といった言葉が、家族からだけでなく、身の回りの人や職場の人たちからも遠慮なく飛んできますし、30歳くらいで結婚していないと「ế」(売れ残り)と言われてしまいます。私の一番上の姉は、25歳頃になっても、なかなか理想の結婚相手が見つかりませんでした。そんな姉を両親はずっと心配し、「良い人がいたら紹介してください」と、だれにでも話を持ちかけていました。姉は両親を安心させたかったのでしょうか、28歳の時に、紹介された男性との結婚を思い切って決断しました。幸い、その男性が穏やかな人柄で、良い家庭を築くことができました。

私自身も結婚をして、30年が経ちました。結婚生活の話をすると、私の知る限りでは、夫婦ふたりで働く家庭が都会では当たり前です。私は小さい頃、母にあまり面倒を見てもらった記憶がありません。母は夜のシフトもある仕事をしていて、とても忙しかったからです。働く母を見て育った私は、女性でも男性でも、仕事と家事をふたりで手分けしてやるのが普通だと思って育ちました。ですので、小学校の同級生のひとりのお母さんが「主婦」だと知った時は、

「主婦って何をやるのだろう?」と不思議に感じました。日本に来て、日本女性の多くが結婚した後に仕事を辞めて「専業主婦」になることを初めて知り、主婦だった同級生のお母さんのことが、何となく理解できました。

今のベトナムはというと、経済発展とともに、若い人達のライフスタイルはだいぶ変わってきているようです。学業を修了して、あるいは就職してすぐに結婚し、家庭と仕事を両立させる人もいますが、欧米の若い人達のように、結婚・家事・育児といったことよりも、仕事をバリバリこなしながら独身の生活や自分の趣味をエンジョイするを選ぶ人達も増えてきました。

また、いずれ結婚するのなら「恋愛結婚」という考え方は変わってはいないようですが、仕事や生活の規模が以前と比べると随分小さくなったせいか、「適切な相手と出会うことが難しい」と感じる人、あるいは「どのような人が理想か」を決めかねる人が増えてきました。

そんな現在、昔のように知合いから相手を紹介してもらうだけでなく、デューティングサービスを提供する会社が登場しています。自分の個人情報等を会社に登録すると、適切と判断された相手にアクセスさせてくれるサービスです。メディアもそのトレンドに乗って、いろいろな形で人の出会いのお手伝いをしています。あるラジオ番組「Bạn có muốn hẹn hò」(デートをしたいのですか)では、多くのカップルが誕生したという話を聞きました。

もうひとつ、社会が変化したとを感じるのは、同性同士のカップルが増えたことでしょうか。法律等は未整備ですが、都会では、同性愛を堂々と公言するカップルがたくさんいます。同性カップル専用のバー、ジム、映画館等もたくさんあります。この現象について、30年代後半の姪に聞いてみたら、当たり前のことと受け止めているようです。結婚を巡るベトナム社会の志向は変わりつつあるもの、と感じています。



China【中国】

羌 国華(JITCO 元母国語相談スタッフ)

家族を描いた小説と流行語から読み解く、 中国の結婚の今むかし。

まず私がご紹介するのは、20世紀の文化人・巴金氏（1904年11月25日—2005年10月17日）によって1933年に発表された『家』という長編小説です。これは、20世紀の初頭、四川省・成都を舞台に、高お爺さんを頂点とする高氏の大家族が繰り広げる婚姻と恋愛の悲劇を描いたものです。

あらすじをお話ししましょう。高お爺さんには3人の孫がおり、それぞれを覚新、覚民、覚慧といいます。覚新は、中学の同窓生である梅という女性と愛し合うのですが、お父さんの意思に従って、瑞珏という別の女性と結婚をさせられます。梅は、父母の取り決めによって成都城外の男性に嫁ぎますが、1年後に夫に先立たれ、苦悶の日々を経てやつれて死んでしまいます。典型的な良妻賢母として描かれる瑞珏も、難産で亡くなります。

覚慧はというと、高氏の大家族のお手伝いの鳴鳳という女性と愛し合うのですが、鳴鳳は高お爺さんの命令で、60歳あまりの地元の長老・馮楽の妾にさせられます。鳴鳳はこの命令に抗議し、湖に自ら身を投じて亡くなります。

残る覚民は、兄とも弟とも違う運命を辿ります。外国語専門学校の同窓生である琴とともに西洋の自由思想に目覚め、高お爺さんと抗争し、琴と駆け落ちをします。

私はこの小説の悲劇は、数千年の歴史ある中国の、かつての結婚事情の縮図であるように思っています。婚姻が、家父長の命に従って行うものであり、自由に選択できるものではなかった時代があったのです。

では最近の中国はどうでしょうか？ 現代の結婚事情は、「〇婚」という流行語でお伝えすることができます。『家』で描かれた覚民と琴の駆け落ちよりも刺激的な結婚のスタイルが登場しています。

まず、「裸婚」。結婚証明の手続きだけを行い、家も車も買わず、結婚式すら挙げない結婚という意味。「80後」と呼ばれる80年代生まれの若者たちの最先端の結婚スタイルです。

次に、「隠婚」。結婚の法的手続きを済ませながら、既婚であることを隠し続けることです。都会の職場では、男女問わず独身の方が上司に目をかけられ、異性の称賛も浴びやすく、スムーズにいくといわれています。結婚指輪も付けず独身時代と変わらぬ遊びを続ける夫婦も。

「閃婚」はひと目ぼれ、スピード婚のこと。1日～3ヶ月程度で結婚

することを指します。結婚手続きが簡素化されたこともこのスタイルが増えた理由のひとつですが、お互いを十分に理解しないままゴールインするので、離婚率が高いことが指摘されています。

「試婚」は実験婚姻であること。正式に婚姻関係になる前に同居することで、その期間は婚姻の責任を負わないとされています。

「卒婚」は大学を卒業すると同時に結婚すること。ひと昔前までは卒業後、互いの職場が遠ければサヨナラするのが普通でしたが、そんな悲恋は過去のもの。今時の若者は仕事も愛する人も同時に手に入れます。

「拼婚」は、結婚しようとする複数の若者カップルが協力して結婚準備をすること。例えば、4組のカップルが一緒に結婚式場用のホテルの予約、婚礼時の飴、タバコ、酒の仕入れ、写真撮影などをすると、費用が半分程に節約できるのだそうです。まだ勤めたばかりで貯金が少ない若者にとっては賢いスタイルです。

「素婚」はジミ婚のこと。結婚式はシンプルに、無駄は省く、シンプルで上質な暮らしを目指す都会のホワイトカラーに人気のスタイルです。「瘦婚」は無駄な贅肉をそぎ落とすように堅実な結婚のスタイル。ハデ婚と「裸婚」の中間といったところでしょうか。新婚生活に負担がかからない程度にそれなりの結婚式を挙げ、それなりの物を揃え、身の丈にあった生活を心掛ける、若者に人気のスタイルです。

以上のように、昔と違って、現代の若者は自分に合った結婚スタイルを選んでいきます。



Indonesia【インドネシア】

秋谷 恭子(JITCO 母国語相談スタッフ)

宗教の違いや居住地域の風習が 結婚の選択に大きな影響を及ぼします。

日本の人口の約2倍以上の人口を抱える多民族国家で、宗教を重んじ、経済格差も著しいインドネシア。インドネシア人の人生の最も重要なステージである結婚は、宗教はもちろん、学歴、居住地区も影響し、私たち日本人には想像もできない様々なケースがあるようです。

インドネシア共和国には、パンチャシラ(Pancasila)と呼ばれる、国家が国民生活の指針として国民に提示している5つの大原則が存在します。日本でいう、道徳教育でしょうか。その5原則のひとつに、「唯一神への信仰」が存在します。つまり、宗教が掲げられています。インドネシア人として生まれ、出生届の宗教の選択欄の宗教を選択してからは、ほぼその宗教の教義に従って人生のステージを歩み始めるので、当然のことながら宗教と結婚の条件は密接に関わっています。インドネシアには日本には存在しない宗教省がありますが、と



くにインドネシア国籍のイスラム教徒の婚姻届の届け先は、宗教省が窓口となります。一方、他の宗教は住民登録事務所で受理されるようです。

宗教の他にも、結婚の条件を左右するものがあります。それは、アダット(adat)と呼ばれる、民族ごとに古くから存在する風俗・習慣に応じた規則です。これは、各種儀式、通過儀礼、芸能、民族衣装、財産相続といったライフステージで影響を及ぼしていきます。

結婚が個々の意思で成立する日本に比べ、宗教や地方の風習に左右され、複雑な様相を呈すインドネシア人の結婚ですが、最近、現地では、未成年(中学生)同士の結婚をめぐる裁判が大きなニュースとなりました。

インドネシアの法律による婚姻年齢は、原則、男性が19歳、女性が16歳。ニュースが報じられた当時、男性は15歳と10ヶ月、女性は14歳と9ヶ月で、法律で認められる年齢にはまだしばらく届きませんでした。イスラム教徒同士のこのふたりは、当初、宗教事務所に婚姻届を提出したところ、やはり年齢を理由に受理されませんでした。そこで宗教裁判所に訴えたのです。

結婚を望む理由は、女性側からの「夜ひとりで寝るのが怖いから」でした。じつはこの背景に、女性の母親が1年程前に亡くなり、父親は出稼ぎで不在がちで、頼れる親族もいなかったことがあります。女性は夜、家にひとりで残される心細さから、恋人を頼ることを選んだようです。若い女性や子どもを狙った犯罪も少なくないインドネシアでは、結婚による同居が、身を守る手段のひとつになり得るのかもしれません。

この女性は妊娠している訳でもなく、他から強制されて婚姻関係を結ぶ訳でもなく、男性側の親族もこの結婚に前向きに同意していました。地方の宗教裁判所の判断に注目が集まりましたが、女性側の理由をもとに、例外的に結婚を認める判決が下されました。なおこの結婚では、先述のアダットにより、新郎から新婦へ現金1000万ルピア(7万8000円程度)、米200リットル、土地5アールを贈ることになりそうとか。これは、それなりの金額ですし、若い新郎には大きな負担になることは間違いありません。結婚を認めるにあたり、ふたりがどれだけ真剣に考えているかの判断基準のひとつなのでしょう。

インドネシア人の結婚には様々な要素が関わってくることが、少しですがご理解いただけたかと思います。皆さまの周りの若いインドネシア人の技能実習生たちも、やがて技能実習を終えて帰国します。そしてある日、結婚の報告をしてくれるでしょう。その時は、このような試練を経て結婚に至っていることを思い出してみてください。



Philippines【フィリピン】

畠山 エルサ(JITCO 母国語相談スタッフ)

国民の8割がカトリック教徒のフィリピン。 披露宴まで法手続きの高いハードルが。

近年、日本にもたくさんの外国人が住むようになってきました。フィリピン人の友達がいらっしゃる方もいるかもしれませんが、フィリピンの結婚式に招待されることもあるかもしれませんね。

そんな時は慌てず、結婚式の招待状が届いたら、まず招待状の色を見てください。はっきりとした色がついていれば、その色が結婚式のテーマカラーです。当日はその色のドレスや小物を身につけて式場に行きましょう。着る物は失礼のない程度であれば平服でも大丈夫ですが、男性ならバロンタガログ(パイナップルの繊維で作られるシャツ。男性の正装)も素敵です。

結婚式が終わったら場所を移して披露パーティーです。パーティーはレストランや近所の集会場等で行われます。ビュッフェスタイルもあれば、着席スタイルも。一応、式次第はあるのですが、パーティーが大好きなフィリピン人ですから、スピーチよりも歌や踊り、食事にお酒にと、新郎新婦を祝福する楽しい時間が過ぎていきます。

フィリピンの結婚式では、日本のように社交辞令的な招待がなく、新郎新婦が心からお祝いをしてほしい家族や親戚、友人を招くので、招待される側も心を込めてプレゼントを用意し、当日、会場に設置されたテーブルの上に置いていきます。プレゼントは、数人でお金を出し合って、新居で使う生活用品や家電製品を買うこともあります。

さて披露宴については、フィリピンと日本で大差があるとは言えませんが、結婚式と法的な手続きについては大きな違いがあります。フィリピン国民の80%以上はカトリック教徒ですので、一般的な結婚式は、新郎新婦の地元の教会で行われます。日本のように結婚ビジネス用の教会はありませんから、新郎新婦のどちらかが信徒でなかったら、神父との面談や結婚講座を受けなければなりません。教会では司祭の司式のもと、1時間～1時間半の挙式が行われます。教会はだれにでも開かれた公の空間ですから、挙式中に一般市民が教会に入ってきて祈りを捧げることも。一緒に祝福してくれるので、不思議に思わないでくださいね。

フィリピンの結婚をめぐる法的な手続きは、結婚式以上に大変です。フィリピンでは、結婚したいふたりが出生証明書を持って居住地の役所に結婚したい旨を申請し、役所の掲示板に10日間公告します。この間、だれからも異議申立てがなければ、120日間有効



の結婚許可証がもらえます。その後、裁判所で婚姻挙行担当官（裁判官、神職者等）と成人2名の証人のもとで、結婚するふたり宣誓を行い、証人とともに婚姻証明書に署名します。これを婚姻挙行担当官が承認して、婚姻挙行地の役所に送付し登録されることで、ようやく法的に結婚が成立します。

結婚式のあとは楽しい新婚生活が始まり、永遠に続くはず…ですが、もしそうでなかったら？ カトリックでは離婚することができません。ではどうするかというと、アナulメント (Annulment) といって、婚姻の無効、取消しを行い、結婚そのものを無かったことにしてしまうのです。そのためには結婚する時と同じように、とても厳しい条件審査や裁判があり、ハードルの高い手続きが必要です。

フィリピンでは結婚も離婚も、手続きがとても面倒くさいのです（国が違えば制度も文化も考え方も違うのは当たり前のことです）。その分、なおのこと結婚生活は複雑なことは考えず、おおらかに楽しく、夫婦、家族が仲良くできれば良い、というのがフィリピン人らしい考え方、暮らしぶりなのかもしれません。



Thailand 【タイ】

小森 里江子

（慶應義塾大学商学部3年／JITCO 母国語スタッフ）

「タイ」と「結婚」と「???」。 3つのキーワードで考える結婚事情。

「タイ」そして「結婚」と言われると、皆さまは次に、どんなフレーズを思い浮かべるでしょうか？ 今回は3つのキーワードを切り口に、タイの結婚事情をご紹介します。まだ学生である筆者が結婚を語るのは恐縮ですが、ちょっとした豆知識として読んでいただければ幸いです。

最初のキーワードは、結婚にまつわる「価値観」についてです。タイでは、結婚にあたって、親の意見を非常に尊重します。タイの恋愛ドラマを見てみると、両親が恋愛にこそぞって反対をするシーンが出てきますが、これは、目上の人の意見が強い社会背景を反映した演出であることが、お分かりいただけるかと思います。多くの人が、自由な恋愛を経て結婚する部分は日本と変わりませんが、いわゆる、家族の反対を押し切った「駆け落ち」は、タイではまずないことなのです。

他にも、タイの価値観を映すのが、女性の苗字です。日本では結婚すると多くの女性が夫の苗字に変わりますが、タイでは、自身の苗字と夫の苗字を並列して使うことができます。イメージとしては、妻の元々の苗字がミドルネームになると考えるとわかりやすい

でしょう。この背景を考えると、タイでは、女性の社会進出が日本よりも浸透しているため、専業主婦という考え方はほとんどなく、女性も働き続けること（家事は平等に分担して行います）が影響しているかもしれません。

続いてのキーワードは「国際結婚の人気」についてです。タイは昔から国際結婚がとて多いい国です。テレビで活躍する芸能人も、日本と比べてハーフがとて多いい、とくに欧米系とのハーフが目立つように思いいます。

外国人との結婚が多いい理由として私が考える理由は2つあります。ひとつは、外国への憧れが大いいことです。近年、経済発展によっていわゆる中間所得層が増え、海外旅行を楽しむタイ人が増えています。その中で、海外で暮らしたい、より海外に対しての知見を広めたいという理由から外国人と結婚することに興味を持つ人が増えたことは言うまでもありません。

ふたつ目は、タイでは、年金制度や介護福祉施設が日本ほど整っていないにも関わらず、親の老後の面倒は子供がみるという習慣がとて根強く残っているため、将来に備えて収入を安定させたい、という思いで、所得の高いい外国人との結婚を希望する人が少なくないいことです。

最後のキーワードは「結婚式」です。とくに主流のタイ式の結婚式について紹介します。タイの結婚式は日本と同じくよいお日柄を選びますが、日本と違うところは、有名な占い師や僧侶にふさわしい日を選んでもらうことです。また結婚式は、ホテルの他、新婦の家で行うことが多いい、これも日本と違いいます。また、日本では省略されることが増えた「結納の儀」をしっかりと行いいます。タイの結納では現金とゴールドを贈ることがしきたりで、結納額がいくらかで新郎の器が見定められるようです。

結婚式が始まる時間は朝。新郎が新婦の家まで新婦を迎えに行くことから始まります。威勢のいい掛け声をバックに、結納の品々を手にした参列者とともに新婦の家に向かいいます。この途中で、新郎は新婦側の人たちに通行の邪魔をされます。新郎はその都度で祝儀を包み、道を開けてもらうのです。新郎の甲斐性の有無を試すための風習なのでしょうか。家に着いたら、新婦の部屋の前に行き、新婦を玄関まで連れてくることができれば成功です。その後ふたり揃って両親に深々と頭を下げ、僧侶による祈りなどの式が始まります。挙式の日、新郎が新婦の家に出迎えに行くなんて、現在の日本ではあまり考えられないですよ。

いかがでしょうか。皆さまの周りのタイ人に、結婚にまつわる話について聞いてみるのも楽しいかもしれません。



JITCO札幌・仙台・高松駐在事務所での 点検・提出・取次書類の受付開始について

JITCO では本部および右表の各駐在事務所で申請書類の点検・提出取次サービスのご依頼を受付けています。御都合にあわせてご利用ください。

外国人技能実習機構宛での計画認定申請案件のご依頼

- 実習実施者の本店所在地を担当する JITCO 事務所

地方入国管理局宛での入国・在留諸申請案件のご依頼

- 在留資格認定証明書交付申請
監理団体または企業単独型で技能実習生等を受け入れる機関の本部(本社)所在地を担当する JITCO 事務所
- 上記以外(資格変更・期間更新・在留カード再交付等)
技能実習生等の居住地を担当する JITCO 事務所

申請内容にかかわらず監理団体の本部所在地または技能実習生の居住地を担当する JITCO 事務所であれば書類の受付は可能です。
※ 書類転送のため、申請までの日数が延びますことをご了承ください。

申請書類の点検・提出取次サービス 担当地域一覧表	担当のJITCO駐在事務所
北海道	札幌
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台
愛知、三重、静岡、岐阜、福井、 富山、石川	名古屋
大阪、奈良、和歌山、京都、滋賀、兵庫	大阪
広島、山口、岡山、鳥取、島根	広島
香川、愛媛、徳島、高知	高松
福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、 鹿児島、沖縄	福岡
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨、長野、新潟	本部

▶本件に関する問い合わせ先

申請支援部企画管理課 TEL:03-4306-1127

JITCO 開催セミナーについて

<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

JITCO では技能実習制度をご利用の皆さまを対象とする各種セミナーを開催しております。詳細とお申込みは、JITCO セミナーページをご利用ください。皆さまのご参加をお待ちしております。

カレンダー

	内 容	場 所	担当部	お問合せ先
7月	4日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	11日(水) 技能実習生受け入れ実務セミナー(企業単独型)	東京(JITCO本部)	講習業務部業務課	03-4306-1138
8月	1日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	31日(金) 技能実習生受け入れ実務セミナー(団体監理型)	札幌	講習業務部業務課	03-4306-1138
9月	5日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	7日(金) 日本語指導担当者トピック別実践セミナー	東京(JITCO本部)	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	28日(金) 技能実習生受け入れ実務セミナー(団体監理型)	名古屋	講習業務部業務課	03-4306-1138

※2018年6月時点。 ※技能実習法に基づく養成講習も実施しております。詳細は上記セミナーページをご覧ください。

編集後記

■技能実習法の施行から約8ヶ月が経ち、新制度での技能実習生受入れも本格化してまいりました。本号では当機構の2018年度事業計画や地方駐在事務所の取組みのほか、新制度に対する諸外国の動向や技能実習計画認定申請のポイント・留意点など、新制度に関する様々なトピックスを取り上げました。

■本号の誌面でもご紹介しておりますが、JITCOでは各地方駐在事務所において、今年度より監理団体・実習実施者の皆さまとの意見交換会や技能実習生への技能向上講習等を行っています。新制度のもと、他の制度関係者との情報交換の場としてもご利用ください。

かけはし(JITCO JOURNAL) 第27巻134号

発行日 2018年(平成30年)7月1日

発行 公益財団法人 国際研修協力機構
〒108-0023
東京都港区芝浦2-11-5
五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室

Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp

JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>

外国人技能実習生を受け入れる体制作りに 割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険

在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。

2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償

国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償

自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

4 割引が適用された割安な保険料

公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額				保 険 料	
	傷 害	疾 病	死 亡	治療費用	賠償責任	治療費用 100% 補償期間
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用	賠償責任	治療費用 100% 補償期間
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円

NEW!
プレミアム
プラン

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
(注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)
三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは

取扱代理店(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス
TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**
http://www.k-kenshu.co.jp/

WEBから簡単加入! **k-kenshu.net**

随時受付中

技能実習Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆さまからご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

渡波漁船漁業協同組合

昨年の7月、インドネシア人技能実習生25名と職員3名の合計28名で、東京ディズニーランドに行ってきました。天気がよく「インドネシアよりも暑い!」と入場前は少しへばっていた技能実習生たちも、施設内に入ると写真撮影やアトラクションに忙しく、あっという間の一日でした。実習先はそれぞれ違いますが、ともに講習期間を過ごした仲間と旅行ができることを、とても喜んでいるようでした。



エフ・アドバンス経済協同組合

当組合では、技能実習生同士の親睦とリフレッシュを図るために、年2回、フットサル大会を開催しています。昨年は7月に32の実習実施機関からベトナム人技能実習生124人が参加し、13のチームに分かれて熱戦を繰り広げました。午前中はあいにくの雨でしたが、午後からは技能実習生たちのプレーを応援するかのように青空が広がりました。次の大会での再会を約束し、全員で記念撮影を行いました!



はさき漁業協同組合

昨年7月末に、地元・波崎地区の氏神である手子后(てごさき)神社の祭礼として『大潮祭』が行われました。『大潮祭』は航海の安全、豊漁を祈る漁師の祭りです。私ども協同組合の42名の技能実習生も参加をしました。地域のかつぎ手と交替しながら楽しく過ごしました。



写真を掲載しませんか? 応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>